

平成 23 年度 包括外部監査の結果報告書

岩手県包括外部監査人 公認会計士 尾町雅文

「公有財産に係る財務事務の執行及び管理の状況について」 要約版

第1 外部監査の概要

1 特定の事件を選定した理由

公有財産は県民から負託された重要な財産であり、常に良好な状態において管理し、その所有の目的に応じて効率的に運用することが求められる。行政改革の重要方針（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）の中では、各地方公共団体の資産・債務の実態把握、管理体制状況を総点検するとともに、改革の方向と具体的施策を明確にし、「資産・債務改革」に積極的に取り組むことが要請されている。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、県の公有財産に甚大な被害を受けているが、復旧に向けて多額の財政支出が見込まれることを考慮すると、公有財産管理は県の取組充実が求められている分野の一つであると考えられる。

よって、公有財産に係る財務事務や管理の状況について、包括外部監査人の立場から検討を加えることは、今後の行政運営にとって有意義と考えて、特定の事件として選定した。

第2 監査対象の概要

県が保有する公有財産の状況を総括的に表す財務情報は新地方公会計制度に基づき作成した貸借対照表である。貸借対照表に計上されている有形固定資産及び売却可能資産が公有財産に相当するが、平成 21 年度における有形固定資産及び売却可能資産の会計単位別内訳は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	普通会計	公営企業会計			特別会計		
		病院	電気	工業用水道	港湾整備	下水道（流域）	その他
生活インフラ・国土保全	1,939,561		21,810		20,848	114,289	50
教育	231,458						
福祉	12,804						
環境衛生	22,231	207,323					
産業振興	840,732			13,184			284
警察	44,697						
総務	70,030						
収益事業							
有形固定資産合計	3,161,511	207,323	21,810	13,184	20,848	114,289	334
売却可能資産	2,686						

(単位：百万円)

	岩手県競馬 組合	地方独立行 政法人	岩手県土地 開発公社	第三セクター 等合計	連結合計
生活インフラ・国土保全			5	3,156	2,099,719
教育		27,896		4	259,357
福祉				136	12,940
環境衛生				2,281	231,835
産業振興		2,471		2,279	858,950
警察				1	44,698
総務					70,030
収益事業	9,557				9,557
有形固定資産合計	9,557	30,367	5	7,857	3,587,085
売却可能資産					2,686

今回の監査では、県の全会計（普通会計、公営企業会計、特別会計）を対象に監査手続を実施した。

第3 外部監査の結果及び意見

I 個別検出事項

今回の監査の過程で発見された個別検出事項については、

- 監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）を「指摘」
- 監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第252条の38第2項）を「意見」と記載している。

区分	個別検出事項	現状の問題点	解決の方向性
1 維持	(1) 契約締結不明財産 【指摘】	以下の土地の現況は契約締結不明財産と認められ、公有財産の維持管理が適切に行われていない。 ・旧宮古家畜保健衛生所 ・旧集団開拓事業用地	公有財産の現況の確認と適切な対応を行い、契約締結不明財産の解消を図る。 また、担当職員の異動により契約未済財産解消のための交渉が安易に中断することがないよう、交渉記録を適切に作成・保管し、交渉の継続性を確保するのが合理的である。
	(2) 道路敷地の使用許可・貸付 【意見】	県が所有継続することの判断根拠が明らかでないまま長期化している道路敷地がある。公有財産の現況確認及び不要財産の適時処分観点から、公有財産の維持管理が適切だったといえるか疑問である。 また、市町村道認定後であっても、当該市町村から借り受けている財産がある場合には、財産の交換や譲渡等の検討の余地があるものが考えられるが、県においてこのような検討を実施した形跡を確認することはできなかった。	市町村道の道路敷地となっている当該道路敷地を県が継続して所有する必要性に乏しい場合、不要財産として適時処分できるよう現況確認に留意する。 既に市町村道認定後の土地については、財産の交換や譲渡等の余地がないか全庁的に検討する。
	(3) 土壌汚染 【意見】	県有財産に係る土壌汚染対策について、県では土壌汚染対策法等の関連法令に基づく規制対応以外の特段のルールを定めていない。 土壌汚染が発覚した場合に想定される下記リスクを考慮した場合、土壌汚染調査に係る現行ルールが県有財産の適正管理の観点から十分といえるか疑問である。 ・不動産の取得後における土壌汚染対策費の追加負担リスク（及び利活用計画の中断リスク）	土壌調査に係る費用対効果に配慮したうえで、県有財産の適正管理の観点から土壌汚染調査ルールを明確にする。 また、公営企業会計においては、土壌汚染に伴う会計上の手当（引当計上の要否）に留意する。

区分	個別検出事項	現状の問題点	解決の方向性
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県有地の価値毀損リスク ・ 県有地の売却後に発覚した土壌汚染について、瑕疵担保責任に基づく損害賠償リスク 	
2 更新投資	(1) 更新投資計画の実現可能性 【意見】	<p>県立病院において、更新投資の方針である経過年数20年を過ぎた施設が既に5ヶ所(事業費見込総額2,170百万円)あり、今後10年間で13ヶ所(事業費見込総額14,376百万円)が見込まれている。</p> <p>しかし、現在の経営計画の進捗状況及び企業債の償還スケジュールを考慮すると、一般会計からの繰出金なしには企業債による更新投資資金の調達には相当の制約が予想され、更新投資に対する適切な維持管理水準を確保しているといえるか疑問である。現在の経営計画を前提とすると、県立病院事業において持続可能な更新投資財源を確保できない可能性が懸念される。</p>	<p>県立病院に係る更新投資の財源を十分に確保できない根本的な要因は、病院事業の設備投資資金が十分に回収できていないことであるから、持続可能な病院事業を行えるよう更新投資計画を県立病院の経営計画に反映させる。</p>
	(2) 更新投資の最適化のための管理体制 【意見】	<p>県が流域下水道事業の経営課題の一つとして掲げている「企業会計方式の導入」について、実際の導入は未実施である。</p> <p>持続可能な更新投資を行うためには、現在投下している設備投資資金を適切に回収する必要があるが、資産管理の適正化や県民への説明責任を考慮すると、企業会計方式を導入しないことの合理的根拠は希薄である。</p>	<p>将来の更新投資増加を見通して、流域下水道事業におけるコスト管理の適正化と十分な財務情報開示を行うため、企業会計方式を導入する。</p>
	(3) 計画目標設定の有効性 【意見】	<p>橋梁長寿命化修繕計画において、修繕費用の比較シミュレーションを行っているものの、1橋当たりの「現状で想定される耐用年数」と「当該計画に伴い延長される耐用年数」を設定しておらず、当該計画の目的の一つである「長寿命化によるコスト縮減」効果が明らかとなっていない。</p> <p>よって、現行の長寿命化計画における管理目標が、当該計画の目的(長寿命化によるコスト縮減)の達成を検証するための有効な指標といえるか疑問である。</p>	<p>費用対効果の検証可能な管理目標を設定し、「計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・見直し(Action)」のマネジメントサイクルの実効性を十分に確保する。</p>

区分	個別検出事項	現状の問題点	解決の方向性
3 運用	(1) 利用計画の実現可能性 【意見】	<p>県の下水道処理施設の事業予定地は、将来の計画汚水量の増加に合わせた施設増設を想定したものであるが、計画目標年度（平成 32 年度）における処理人口（見込）は計画に対して、68～80%の水準となっている。</p> <p>行政区域内人口と処理人口の地域的な範囲は必ずしも一致しておらず、また、整備率向上による処理人口の増加余地があるとはいえ、現在の事業計画が想定する処理人口について合理的な根拠付けは困難であり、事業計画の実現可能性には疑問が残る。現在の事業計画はあくまで段階的な施設整備を想定したものであるが、事業計画の見直しの過程で各浄化センターの処理人口計画が下方修正され、これに伴い各浄化センターにおける事業予定地に係る利用計画の縮小が懸念される。</p>	<p>当該施設の利用計画（利用計画の前提となる関連データを含む）を適時に見直し、利用計画の合理性を確保する。</p> <p>なお、その結果、利用計画がなくなったまたは縮小となった事業予定地が生じた場合は、利活用の余地を検討する。</p>
	(2) 職員駐車場 【意見】	<p>■加賀野職員駐車場、各地区合同庁舎</p> <p>県では、職員駐車場を行政財産の目的内使用と位置付けているが、県庁舎への通勤手段として公共交通機関の利用が必ずしも便利ではないことをもって、業務運営に当然に必要といえるか疑問である。</p> <p>また、関連規則の制定時における利用者からの徴収額は実質的な使用料減免が行われていたものと認められる。職員駐車場としての利用が使用料減免理由に該当しないことから、職員駐車場の関連規則に定める利用者からの徴収額は適切な水準だったとは認められない。</p> <p>■各県立学校、各県立病院</p> <p>職員駐車場の使用に関する規則等が定められていない。職員駐車場として必要な広さの敷地を確保・利用しているのであるから、関連規則がないまま職員駐車場として利用に供しているのは不適切である。</p>	<p>職員駐車場の使用に関する規則を定める。使用料の設定が適切な水準でない場合は関連規則を見直す。</p>
	(3) 庁舎の効率的運用 【意見】	<p>県における各庁舎別の職員 1 人当たり延床面積にばらつきが見られる。</p> <p>各庁舎ごとの個別事情があるため、単純比較はできないとはいえ、空きスペースが生じている庁舎もあることから、庁舎の効率的運用に改善余地があると考えられる。</p>	<p>平成 18 年の地方自治法改正により、行政財産の貸付け範囲が拡大された趣旨を踏まえ、庁舎の一層の有効活用の可能性を検討する。</p>

区分	個別検出事項	現状の問題点	解決の方向性
4 使用許可・貸付	(1) 使用料減免等の合理性 【指摘または意見】	<p>使用料減免等の理由が明らかでない事案が検出された。</p> <p>■社会福祉施設（社会福祉法人岩手県社会福祉事業団）（意見）</p> <p>当事業団が運営する施設には介護給付に係る事業が含まれており、当該事業に要する経費は本来、介護給付費等を財源に手当されるべきものである。よって、当事業団への施設貸付全てを無償貸付けとする公益上の必要性の根拠付けは必ずしも明らかではない。</p> <p>■歯科衛生専門学校（意見）</p> <p>当該施設は県直営で運営していた岩手県立衛生学院歯科衛生学科を平成16年4月に学校法人岩手医科大学へ移管した時から、当学校法人に無償貸付けしているものである。</p> <p>平成16年の移管から5年を経過しており、すでに運営費（ソフト）に係る県費負担を行っていない中で、施設費（ハード）に係る無償貸付けを継続する根拠付けが必ずしも明らかでない。</p> <p>■職員宿舎（財団法人いわてリハビリテーションセンター）（意見）</p> <p>職員宿舎に要する費用は当該事業者の福利厚生費であり、本来事業収入を財源に手当されるべきものであるが、減額貸付けを行う公益上の必要性の根拠付けが必ずしも明らかではない。</p> <p>■種豚センター（指摘）</p> <p>当センターにおける事業に対して、96%相当を減額する根拠が明らかでない。</p> <p>■鉄塔敷地（岩手県企業局）（指摘）</p> <p>送電線設備に係る費用は利用者が負担するものであるから、県が行う事業であることを理由に使用料減免を行う合理的根拠は希薄である。</p> <p>■事務室等（社団法人岩手県交通安全協会）（指摘）</p> <p>窓口業務の関連経費である事務室（売りさばき業務関連部分）の使用料まで減免するのは業務提供の対価を二重に受領していることと実質的に同様と認められ、当該事務室等の使用料を全額減免する合理的根拠は希薄である。</p>	<p>使用許可ないし貸付契約締結時における使用料減免等の審査を厳正に行う。</p> <p>使用料減免等の合理的根拠がなければ、適正な使用料を徴収する。</p>
	(2) 使用料減免等に係る関連法令	<p>関連法令への抵触が懸念される貸付料減額として、以下の貸付契約が検出された。</p>	<p>使用料減免等の審査に際しては、関連条例の</p>

区分	個別検出事項	現状の問題点	解決の方向性
	<p>【意見】</p>	<p>■栽培漁業センター宮古事業場用地 当該貸付料の減額は県が相手先に対し減額相当を寄付していることと同様の経済効果を有するが、国等に対する寄附の禁止を定めた地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則5条の規定に基づく総務大臣の同意手続を欠いていた。</p> <p>■滝沢第二中学校用地 当該減額貸付けは、学校の設置者である市町村が負担すべき市町村立学校の運営経費（教育費）の一部を県が実質的に負担していることと同様の経済効果を有するものであるから、当該減額貸付けが地方公共団体相互間における経費の負担区分を乱すことを禁止した地方財政法第28条の2の規定に抵触するかどうかの問題となる。</p> <p>本来的に県と市町村は独立した地方公共団体であるから、市町村が負担すべき経費の一部を県が実質的に負担することが、県の財政秩序の維持の観点から許容されるといえるか疑問である。</p>	<p>みならず、関連法令の規定にも留意する。</p>
	<p>(3) 使用料等の算定方法の合理性 【意見】</p>	<p>一戸町への貸付地（奥中山診療所用地）は、貸付当初から診療所用地としての使用が予定されていたものであるから、当初の貸付時点における地目が畑であったことが「特殊な事情が認められる場合」であるとは考えられない。借受者が造成経費を負担している点には「特殊な事情」を認める余地はあるものの、現況と異なる地目評価による貸付料の適用に合理的根拠があるといえるか疑問である。</p>	<p>使用料等の算定方法は行政財産使用料条例及び関連規則等に準拠する。</p> <p>また、「適正な時価による財産価格」は当該財産の現況に即した評価額によることを原則とする。</p>
	<p>(4) 用途指定と現況の乖離 【指摘】</p>	<p>用途指定と現況に乖離が生じている貸付契約が検出された。</p> <p>■事務所及び事業用地（盛岡畜産農業協同組合） 当該貸付地の一部が月極駐車場として転貸しており、無断転貸の状況にある。</p> <p>■児童遊園地 昭和61年4月に児童遊園地を利用目的とした貸付であるが、児童遊園地は平成6年をもって閉鎖されており、用途指定と現況に乖離が生じている。</p> <p>また、このような乖離状況の確認までに長期間を要していることから、現況確認の不備が認められ、公有財産の維持管理が適切だったとは考えられない。</p>	<p>用途指定と乖離が生じていないか現況確認を適時に行う。</p> <p>用途指定と現況の乖離が解消されない場合、契約の解除を検討する。</p>

区分	個別検出事項	現状の問題点	解決の方向性
	(5) 中間介在者への使用許可 【指摘】	<p>中間介在者は自販機業務等を行っておらず、他者への委託を前提としているため、以下の問題点を考慮すると、中間介在者への使用許可は不適切である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用許可申請が競合した場合の取扱基準が明らかでない。使用許可の申請者と実際の使用者に相違があり、業務を委託しているに過ぎない申請者への使用許可を正当化する根拠は希薄である。 ・設置場所の利用は貸付けによる契約方法も可能でありながら、あえて中間介在者への使用許可を継続することに、公平性が確保されているとは考えられない。 ・中間介在者への使用許可には、使用許可の相手先への間接的な財政的援助の効果を有するものもあるが、手続上の透明性が確保されているといえるか疑問である。 	<p>中間介在者への使用許可を行わないことを原則とする。</p> <p>自販機の設置等、貸付の契約が馴染むものは目的外使用許可から貸付の契約方法へ移行する。契約の締結は一般競争入札が原則（地方自治法第234条第1項及び第2項）である点に留意する。</p>
5 用途廃止・処分	(1) 財産の処分方法 【意見】	<p>県では用途廃止した交通信号機や交通標識のスクラップを無価値と評価し、廃棄物として処分している。</p> <p>処分時に要する運送費等の問題があるため、必ずしも有価物としての処分が適当とは限らないものの、県において、交通信号機等の処分方法（廃棄物か有価物か）の比較検討が十分に行われているといえるか疑問である。</p>	<p>一定の価値のあるスクラップ財産については、有価物としての処分の余地がないか十分に検討する。</p>
	(2) 用途廃止の遅れ 【指摘】	<p>市町村道と認定された県有地は、県による直接的な行政サービスの提供手段ではなくなったものと認められるため、用途廃止せず行政財産としているのは不適切である。</p>	<p>市町村道と認定された道路敷地は県の普通財産として管理する。</p>
6 経理事務	(1) 財産調書の開示不備 【指摘または意見】	<p>財産に関する調書に関して、以下の不備が生じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■開示対象もれ（意見） 道路予定地が、財産に関する調書に記載すべき財産の対象外として取り扱われている。 ■公有財産台帳自体の記載不備（指摘） 県では、財産に関する調書は公有財産台帳の記載内容を基礎に作成していることから、公有財産台帳自体の記載が不十分であることは、結果として、財産に関する調書の記載不備につながる問題である。 	<p>関連規定に準拠して、財産に関する調書に記載する財産を再整理する。</p>

区分	個別検出事項	現状の問題点	解決の方向性
	<p>(2) 公有財産台帳記録の不備 【指摘または意見】</p>	<p>公有財産台帳に関して、以下の不備が生じている。</p> <p>■所管課記録との不整合（公園）（指摘） 平成 22 年度末現在、都市計画課が管理する公園・緑地に係る土地台帳に差異が生じている。</p> <p>■異動登録の処理遅れ（指摘） 平成 22 年度中の土地・建物増減データを査閲したところ、平成 21 年度以前に異動登録すべき項目（土地 3 件、建物 39 件）が検出された。 また、平成 23 年度中の土地・建物増減データ（平成 23 年 7 月末までの処理分）を査閲したところ、異動登録の処理遅れ（土地 1 件、建物 10 件）が検出された。</p> <p>■土地の除籍処理もれ（指摘） 公有財産台帳における除籍処理もれの土地が検出された。</p> <p>■登録価格の記載誤り（指摘） 公有財産台帳に登録する価格の記載誤りが検出された。</p> <p>■被災財産の滅失処理遅れ（意見） 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、県沿岸部を中心に公有財産が被災したが、平成 22 年度の公有財産台帳において毀損した公有財産の滅失処理は行われていない。</p> <p>■更新工事に係る台帳登録もれ（指摘） 更新工事に係る台帳登録もれが検出された。</p> <p>■特定事業用財産台帳の記録不備（指摘） 道路の土地取得台帳（平成 22 年度取得分）と歳出の会計記録（平成 22 年度の公有財産購入費）を照合したところ、記載誤りが検出された。</p> <p>■登録価格の未整備（意見） 道路法に基づく道路台帳では台帳価格の記載が必要とされていないため、結果として道路工作物に係る台帳価格の記録が整備されていない。 しかし、公有財産台帳は経済的価値のある財産の保全を目的としたものであるから、道路工作物といえども経済的価値を端的に表す価格は重要な要素と考えられる。</p>	<p>関連規定に準拠して、公有財産台帳記録の適正性を確保するための管理事務を徹底する。</p> <p>また、現在の単式簿記の帳簿組織には、フロー情報（財産の取得、処分による増減）とストック情報（財産台帳）を照合・検証する仕組みを有していない、という根本的な問題点を認識のうえ、フローとストックの整合性を確認する仕組み（実効性のあるチェック機能）を確保する。</p>

区分	個別検出事項	現状の問題点	解決の方向性
	<p>(3) 公営企業会計の会計処理 【指摘または意見】</p>	<p>■被災固定資産に係る損失計上もれ（病院事業）（指摘） 平成 22 年度病院事業決算において、被災固定資産に係る損失計上もれ 1,522 百万円（対応する有形固定資産残高は 4,089 百万円）が生じていると判断される。</p> <p>■固定資産台帳と財務諸表の不整合（電気事業）（指摘） 財務諸表に計上している有形固定資産と財産管理台帳（固定資産台帳）の一部に金額の差異が生じている。</p> <p>■売却可能資産の処理（意見） 平成 26 年度から適用される地方公営企業の新会計制度の中で、減損会計の導入が予定されており、減損会計が導入された場合の病院事業に係る売却可能資産への適用が懸念される。</p>	<p>サービス提供能力又は将来の経済的便益が期待されない固定資産については、当該事象が発生した年度において除却処理する。</p> <p>財務諸表と台帳の金額を照合し、財産管理の基礎となる台帳記録の正確性を確保する。</p>
7 新地方公会計	<p>(1) 有形固定資産の計上対象事業費 【指摘】</p>	<p>県では、ダム以外の農業農村整備事業は事業完成後、地元の土地改良区ないし市町村に譲与している。しかし、農業農村整備に係る有形固定資産 307,577 百万円は譲与対象事業費分まで含まれているため、県が管理する土地改良財産と有形固定資産計上額に不整合が生じている。譲与対象の事業費相当額は県に帰属する公共資産とは考えられないため、有形固定資産が過大計上されている。</p>	<p>現在の財務諸表作成方法（総務省方式改訂モデル）は過去の建設事業費の積上げによるため、譲与対象事業分を控除して有形固定資産を積上げ計算する。個別事業単位の管理の正確性を確保するためには、固定資産台帳を整備するのが合理的である。</p>
	<p>(2) 売却可能資産の開示不備 【指摘】</p>	<p>病院事業における売却可能資産に金額的重要性が認められるものの、県が開示している売却可能資産（連結ベース）には含まれていない。</p> <p>県の開示対象外の売却可能資産が貸借対照表作成に与える影響が大きいと推測されることから、平成 21 年度における売却可能資産の開示に不備が生じている。</p>	<p>新地方公会計制度の趣旨に沿って、売却可能資産の選定基準をより適切な範囲に見直し、財務情報の適正開示を確保する。</p>
	<p>(3) 基金財産の評価 【指摘】</p>	<p>県の貸借対照表に計上している基金等残高において、県営林造成基金及び公営林造成基金に係る立木がゼロ評価になっている。金額的重要性のある立木でありながら、基金等としてゼロ評価としているのは不適切である。</p>	<p>県営林・公営林を適切に評価のうえ基金等として資産計上する。</p>

II 更新投資の最適化と県民への説明責任（意見）

個別検出事項に係る主な問題点と解決の方向性を要約すると、以下のとおりである。

	主な問題点	解決の方向性
1 維持	契約締結不明財産への対応が不十分である。	現状調査と不備解消措置を適時に行う。
2 更新投資	持続可能な更新投資財源を確保できない可能性が懸念される事業がある。	更新投資財源を確保できるような事業計画を見直す。
3 運用	効率的運用が行われていない未・低利用財産がある。	効率的運用を推進する。
4 使用許可・貸付	使用料減免理由が不適切である。	使用料減免の審査を厳正に行う。
5 用途廃止・処分	スクラップ財産の処分方法（廃棄物か有価物か）の比較検討が十分に行われていない。	有価物としての処分の余地がないか十分に検討する。
6 経理事務	公有財産台帳や決算説明資料の開示に不備がある。	経理事務のチェック機能を強化する。
7 新地方公会計	売却可能資産等の開示に不備がある。	新地方公会計制度の趣旨に沿って、財務情報の適正開示を確保する。

個別の内容については、「I 個別検出事項」を参照されたいが、現状認識及び県が取り組むべき課題を包括外部監査人の視点で整理すると以下のとおりである。

現状認識

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 更新投資が今後増大、県財政を逼迫 ➤ 更新投資先送りによる弊害の懸念、隠れ債務化のリスク ➤ 更新投資の最適化を実現するための仕組みが不十分
--

	更新投資の最適化	県の現状	県が取り組むべき課題
Plan (計画)	<ul style="list-style-type: none"> • 長期的視点での投資計画（長寿命化計画を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> • 一部の事業でアセットマネジメントへの取組みが見られるが、現状把握(更新投資の推計)は必ずしも十分ではない。 	アセットマネジメントの全庁的取組み体制の整備
Do (実行)	<ul style="list-style-type: none"> • 計画的な投資と持続可能な事業運営 	<ul style="list-style-type: none"> • 更新投資の財源不足が生じている事業がある。 	官民連携手法の活用
Check (評価)	<ul style="list-style-type: none"> • 精度の高い財務情報に基づく事業評価 • 財務情報の適正開示 	<ul style="list-style-type: none"> • 「計画」と「実行」の比較検証するための財務情報の精度は必ずしも十分ではない。 	財務情報の精度向上
Action (見直し)	<ul style="list-style-type: none"> • 事業計画の見直し（これに伴う投資計画の見直し） 	<ul style="list-style-type: none"> • 新規投資は抑制されているものの、更新投資に備えた取組みとその成果は明らかでない。 	(上記課題に包含される)

1 現状認識

(1)更新投資問題の背景

高度経済成長期以降、集中的に投資・施設整備された公共施設やインフラ等の社会資本は、その老朽化に伴い足元の維持更新投資や耐震化、大規模改修等の必要性に迫られている。

一方、公共サービスの担い手である行政にとっては、膨大な債務の圧縮や財政健全化の必要性から資金的な財源確保がままならないばかりか、昨今の事業仕分けにおいて、社会資本への関与の仕方や程度、必要性や意義等に対する説明責任が問われているのは周知のとおりである。

(2)県の更新投資の推計

このような更新投資問題への対応について、県では各事業の所管部局の判断に委ねられ、更新投資がどの程度見込まれるか等の全庁的な更新投資の推計・把握が行われていない。

このため、県が作成した新地方公会計の基礎データをもとに、包括外部監査人が県の更新投資を推計したところ、今後50年間の更新投資は総額6.3兆円（年平均1,278億円）と試算された。当該推計は平成21年度までの新地方公会計のデータをもとにしたものであり、必ずしも推計の精度は高くはないものの、更新投資が今後増大することは明らかである。厳しい財政状況の中、新規の社会資本投資を抑制したとしても、これまでに整備した必要性の高い社会資本の更新時期は必ず訪れるものであり、更新投資の増大は国と同様、県においても深刻な問題であると考えられる。

2 県が取り組むべき課題

(1)アセットマネジメントの全庁的取組み体制の整備

更新投資の増大と厳しい財政状況という制約条件の中にあって、資産を効率的に運用管理するアセットマネジメントの考え方が注目されている。アセットマネジメントとは、県が所有する資産（インフラ資産を含む）を中長期的視点のもとで計画的に維持管理を行い、資産利用の長寿命化と行政コストの低減を図る管理手法を意味する。

県では、いわて県民計画の長期ビジョンの基本方向のもと、公共土木施設を中心に、個々の事業（例えば橋りょう）単位でアセットマネジメントの導入を図っているとのことである。

しかし、以下の点を考慮すると、本来の意味でのアセットマネジメントによる成果を期待できる状況にあるといえるか疑問である。

- ▶ 県では更新投資の推計データを有する事業は皆無（公営企業会計を除く）であり、更新投資の現状把握自体が十分にできていない可能性があること
- ▶ アセットマネジメント計画で設定した管理目標が、必ずしも当該計画の目的達成を検証するための有効な指標ではないこと

もとより、更新投資の増大と厳しい財政状況という制約条件の中で、更新投資財源を適正配分するためには各部局が策定する更新投資計画の実施を全庁的にモニタリングする仕組みが必要であり、アセットマネジメントの全庁的取組み体制の整備が望まれる。

(2)官民連携手法の活用

必要性の高い行政サービスを持続可能に事業運営するためには、計画的に更新投資を実施する必要がある。

しかし、現状の県において更新投資の財源不足が生じている事業が見られ、今後、更新投資先送りによる弊害や隠れ債務化のリスクが懸念される。

更新投資の増大に対して、行政単独での対応には限界があるため、官民連携による手法が有効な手段の一つと考えられている。行政、民間、市民の役割として、PFIを含めた官民連携手法の活用により、持続可能な行政サービスの提供が期待される。

(3)財務情報の精度向上

アセットマネジメント計画の適切な実行を確保するためには、計画が想定する成果を達成できているか精度の高い財務情報に基づき事業評価を行い、問題がある場合には、それをフィードバックする必要がある。また、県民への説明責任の観点から、県の財務情報を適正に開示することが求められている。

更新投資の増大に対応するために重要な財務情報は県に帰属する資産と負債を表したバランスシート（貸借対照表）であり、バランスシートの改革として表されるものであるが、県の現状では、アセットマネジメントの「計画」と「実行」の比較検証するための財務情報の精度は必ずしも十分ではない。

この点に関する根本的な問題の所在は、単式簿記を前提とした現行の会計制度に起因するものと考えられるが、このような根本的な問題認識を踏まえ、新地方公会計制度のもとで要請されている固定資産台帳の整備が必要である。